

昭和 46 年 8 月 1 日

横芝町の人口と世帯

< 6 月 30 日 現在 >

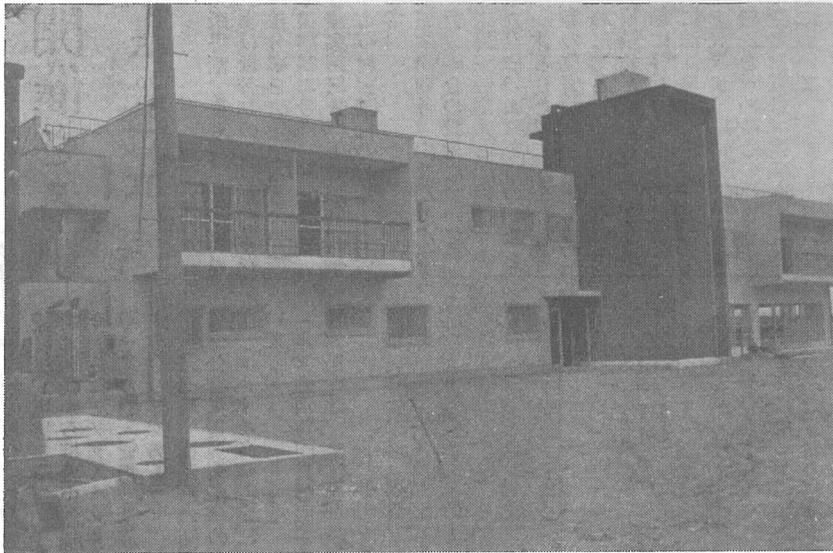
人 口	12,480 人
男	5,976 人
女	6,504 人
世 帯 数	2,967



広報

横芝

発行所
山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17



永年の夢であった国民保養岸に完成しました。保養センターが、去る七月二十五日は、総工費約三千八百万円白砂と緑に囲まれた屋形海一円で二階建て、床面積七百三

八月一日オープン 保養センターが完成

食事も風呂もOK

十二・六八平米で一階には食堂、ホール、浴室等があり二階は、休憩室が十室とホール食堂等がもうけられております。収容人員は約百名。この施設は、町民の保養及び海岸観光客の保養を目的としたもので、より多くの皆さんに利用していただけるようにと、使用期間を原則として引き続き三日を越えて使用することはできないようになっており、国民の健全な休養と健康の増進を図る目的で建てられたため宿泊をさせることも原則として許可されておりませ

ん。また、センターの健全な運営を図るため、町長の諮問機関として保養センター運営委員会を設置、十名の委員が委嘱されました。使用申し込み及び使用料金は次のとおりです。

申込み期日及び場所
申込み期日、使用日前一週間
申込み場所
国民保養センター
TEL 蓮沼局二九〇番

有線 保養センター
横芝町役場内開発課
使用基準及び料金
休憩時間
午前九時から午後五時
一室当り収容人員
四名(原則として)
個室休憩料金
七月一日から八月三十一日までは一室千円(前期間外は一室六百円)
食事
時 価
貸しロッカー
一回使用につき五十円

臨時議会開催

保養センターの運営等審議

七月十三日に臨時議会が召集され、次のとおり議案六件が提案され、それぞれ可決されました。

- ▲議案第一号、横芝町国民保養センター設置および管理に関する条例制定について(屋形海岸に建設される保養センターの設置、運営方法、使用方法等を条例をもって定めるもの。)
- ▲議案第二号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、

(保養センターの円滑な運営を図るために設置された運営委員会の委員の報酬の支給について規定するもの。)

- ▲議案第三号、横芝町特別会計条例の一部を改正する条例制定について(保養センターの設置に伴って、特別会計を設置するため規定するもの。)
- ▲議案第四号、昭和四十六年度横芝町国民保養センター特別会計予算議定について(保養センターの設置に伴

い、特別会計予算を歳入歳出ともに百四十万円と定めるもの。)

- ▲議案第五号、昭和四十六年度横芝町一般会計補正予算議定について、(歳入歳出ともに四百八十三万六千円を追加し、総予算額を四億五千八千円とするもの。上堺小学校の校舎改築工事費の不足分を追加するもので、財源として国庫補助金百八十三万六千円、町債三百万円を充てるもの。)
- ▲議案第六号、工事請負契約の締結について、(上堺小学校校舎の改築工事について、岩沢建設株式会社と四千七百四十九万五千円で請負契約の締結をするもの。)